

# 相続に強い弁護士が整理した「実務で使える」裁判例！



# 法律家のための 相続判例のポイント

森法律事務所 森公任・森元みのり著

2023年7月刊 A5判 400頁 定価4,840円(本体4,400円) 978-4-8178-4878-9

商品番号: 40948 略号: 相ポ

- 実務に必要な論点を網羅。指針とすべき裁判例にたどり着ける。
- 「弁護士のための遺産相続実務のポイント」(2019年6月刊)  
「法律家のための遺言・遺留分実務のポイント」(2021年6月刊)の姉妹編。



判例を簡単に検索・把握できるコンパクトな一冊！

第8章 寄与分総論	
1 意義・制度趣旨	(1) 昭和56年1月1日以降の相続人 民法904条の2が適用される。 <b>高決</b> 「寄与分制度は、被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をした相続人に、遺産分割に当たり、法廷は指定相続分をこえて寄与相当の財産額を取得させることにより、共同相続人間の公平を図らうとするものである」(東京高決平成1・12・28民事42・8・45)
2 内線の配偶者の寄与・昭和55年12月31以前の相続人	(2) 内線の配偶者の寄与・昭和55年12月31以前の相続人 昭和55年12月31以前の相続は民法904条の2が適用されない。しかし、裁判例では、いろいろな法律構成で、寄与分を認めていた。現在の寄与分制度は、これらの判例法理を立法化したものである。 内線の配偶者は、被相続人に對し民法752条の同居・協力・扶助義務があるが、寄与分も特別寄与料請求権もない。事案によっては、下記裁判例を参考に法律構成を検討する必要がある。管轄は地裁となる。
3 構成方法	裁判例
寄与分相当額を不当利得とする	東京高決昭和54・2・6
寄与分相当額は、寄与者が潜在的な努力を取得している	大阪家審昭和40・9・27 広島家審昭和49・3・25 東京高決昭和52・2・17
実質は共有財産であるとする	神戸家審昭和46・2・14 福岡家審昭和46・4・27 大阪家審昭和51・11・25 長崎家審昭和51・12・23
寄与分を遺産分割対象から外す	松山家審昭和42・12・22

第8章 寄与分総論	
(3) 対象者	寄与分は被相続人に限定されるが(民904の2)、現役人の例外がある。
長法906条の「一切の事情」を考慮するとして寄与分を考慮する	大阪家審昭和50・3・26 神戸家審昭和50・5・31 仙台高決昭和52・6・16

3 対象者  
寄与分は被相続人に限定されるが(民904の2)、現役人の例外がある。

## 2 寄与分共通の認定要件

寄与分の要件該当性は、各類型の該当性を判断する旨をクアアとしているが検討する必要がある。  
共通要件は、以下の7つである。

- ① 被相続人入命中の寄与であること(寄与分の時間)
- ② 寄与の相続人自身の寄与であること
- ③ 相続人の寄与であること
- ④ その寄与が「特別」なものであること
- ⑤ 被相続人の相続又は増加をえたこと

平成29・1・31	東京地判／遺言能力・自筆証書遺言	272
平成29・2・15	東京地立川支判／遺言能力・自筆証書遺言	270
平成29・3・16	東京地判／遺言能力・自筆証書遺言	272
平成29・4・6	最一小判／定期預金及び定期積金	39
平成29・4・7	仙台家審／推定相続人の廃除	243
平成29・4・26	東京地判／遺言能力・自筆証書遺言	272
平成29・5・18	福岡高判／代襲相続と被代襲者の特別受益	81, 82



索引索引の「判決年月日」「キーワード」から適切な判例にたどり着ける！

## 詳細目次

第1章 相続の放棄・単純承認・限定承認	206
1 熟慮期間	206
(1) 熟慮期間の起算点 (2) 相続財産の存在についての認識の要否 (3) 資産の認識はあるが負債を認識していない場合 (4) 法の不知から「負債は相続しない」と誤信した場合 (5) 熟慮期間経過に誤錯がある場合 (6) 再転相続の場合 (7) 制限行為能力者の特則 (8) 承認・放棄前の法定代理人の地位喪失	
2 相続放棄	210
(1) 相続放棄の意思 (2) 受理証明の効果 (3) 申述書への自署の要否	

詳細目次を  
HPにて紹介しています！ →



## 【主な収録内容】

### 第1編 遺産分割

- 第1章 遺産の調査
- 第2章 相続人と相続手続
- 第3章 相続分譲渡と相続分放棄
- 第4章 遺産分割調停の進行方法
- 第5章 遺産の範囲
- 第6章 遺産の評価
- 第7章 特別受益
- 第8章 寄与分総論
- 第9章 寄与分各論
- 第10章 特別寄与料請求権

### 第11章 具体的相続分の算定

### 第12章 具体的な分割方法

### 第2編 その他の相続手続

### 第1章 相続の放棄・単純承認・限定承認

### 第2章 価額支払請求権(民910)

### 第3章 相続回復請求権

### 第4章 相続人の欠格・廃除

### 第5章 特別縁故者

### 第3編 遺言

### 第1章 遺言文書の解釈

### 第2章 遺言能力

### 第3章 遺言と民法総則

### 第4章 遺言の撤回及び取消し

### 第5章 各種遺言の有効要件

### 第6章 民事信託作成

### 第4編 遺産分割付隨問題

### 第1章 祭祀承継

### 第2章 葬儀費用

### 第3章 相続開始後の明渡等をめぐる紛争

### 事項索引

### 判例索引

日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業部

TEL:03-3953-5642

FAX:03-3953-2061

営業時間:月～金(祝日除く) 9:00-17:00

ツイッターID:@nihonkajo

www.kajo.co.jp



日本加除出版HP